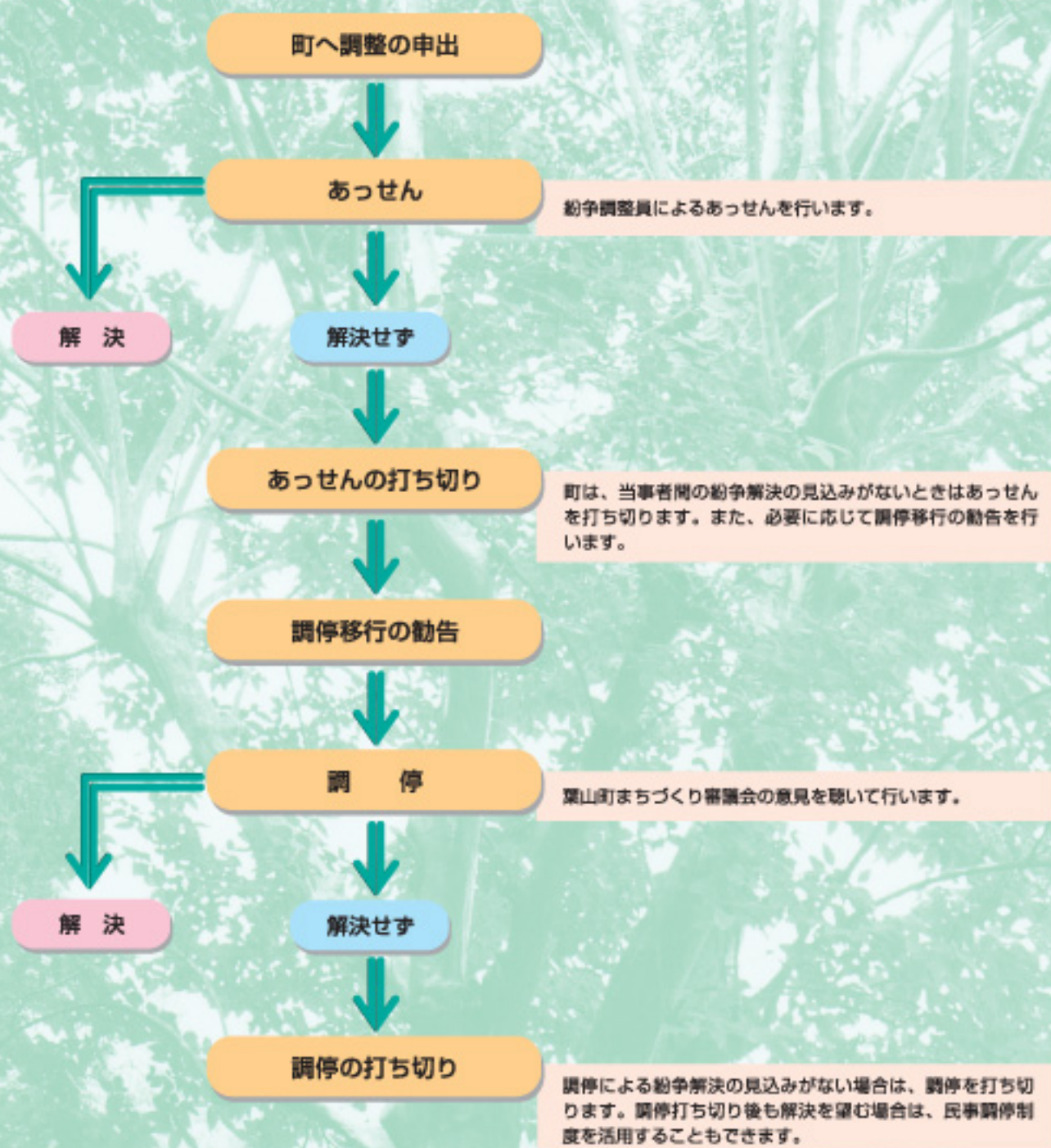


Ⅲ 紛争の調整

■当事者間での解決が困難になった場合■

開発事業をめぐる紛争が起きた場合、原則として近隣・周辺住民の皆さんと事業者との間で解決するための努力をして頂かなければなりません。しかし、紛争解決が困難になった場合は、町が紛争のあっせん・調停を行います。



お問い合わせ先：葉山町 都市経済部 都市計画課

〒240-0192 葉山町堀内2135 電話番号 046-876-1111

発行：平成15年 3月 葉山町

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています